平成２６年（フ）第１０４８９号
埼玉県三郷市戸ケ崎3085―１
債務者　町田美穂子
１　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４９０号
東京都練馬区関町北２丁目22―13―402
債務者　緒方　　英
１　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４９３号
東京都大田区久が原３丁目２―10　三上荘
債務者　北村　一雄
１　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４９６号
東京都江東区東砂３丁目16―２―802
債務者　武川こず恵
１　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４９７号
東京都町田市山崎町840　都営山崎７―104
債務者　竹村美恵子
１　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４９８号
東京都江東区大島７丁目38―３
債務者　栗山　史衣
１　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４９９号
東京都調布市西つつじケ丘３丁目１―４　第２小幸荘202
債務者　川崎　蘭子
１　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５０４号
東京都港区北青山３丁目３―７―919
債務者　齋藤　裕美
１　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５０５号
神奈川県川崎市麻生区上麻生４丁目56―７―501
債務者　溝口　景俊
１　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５１６号
東京都江戸川区松江７丁目28―６―203
債務者　池田　伸子
１　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５２１号
東京都江戸川区船堀７丁目20―19―102
債務者　佐藤由美子
１　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５２２号
埼玉県草加市小山２丁目10―22―106
債務者　足達　琢磨
１　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５２８号
千葉県千葉市稲毛区稲毛東６丁目21―19―109
債務者　坂本淳一郎
１　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５３２号
東京都多摩市永山４丁目２―14―502
債務者　赤川　洋子
１　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５３４号
東京都荒川区西日暮里１丁目55―５―202
債務者　永井　　猛
１　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５３５号
東京都荒川区東尾久５丁目14―４―101
債務者　金澤　誉之
１　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部